

○シンポジウム・研修会等開催時における臨時託児室の設置について

(平成25年3月26日多様な人材活用担当理事裁定)

大阪大学は、「大阪大学男女共同参画推進基本計画」(平成24年4月18日策定)に基づき、男女共同参画実現のためにワーク・ライフ・バランスへの環境整備を図り、男女がともに仕事・学業と生活の両立ができるよう支援するため、本学または部局等(以下、「主催者」)の主催によるシンポジウム・研修会等(以下、「シンポジウム等」)を学内外で開催する際は、臨時託児室を設置することを推奨する。

【運用例】

- ・ 主催者はシンポジウム等を開催する際、開催期間等を考慮し、必要に応じて、主催者または一部利用者負担により、臨時託児室を設置する。
- ・ 臨時託児室は、外部業者に委託するものとし、男女共同参画オフィスは業者に関する情報提供を行う。
- ・ 主催者はシンポジウム等を広報する際、臨時託児室の設置や利用方法、申込み期限等の情報提供を行う。

【参考】

以下のいずれかに該当する場合には、臨時託児室の設置を特に積極的に検討してください。

- ・ 子育て中の参加者への負担軽減を図りたい。
- ・ 開催期間が2日以上である。
- ・ 外部からの参加者が多く見込まれる。